



こうがい

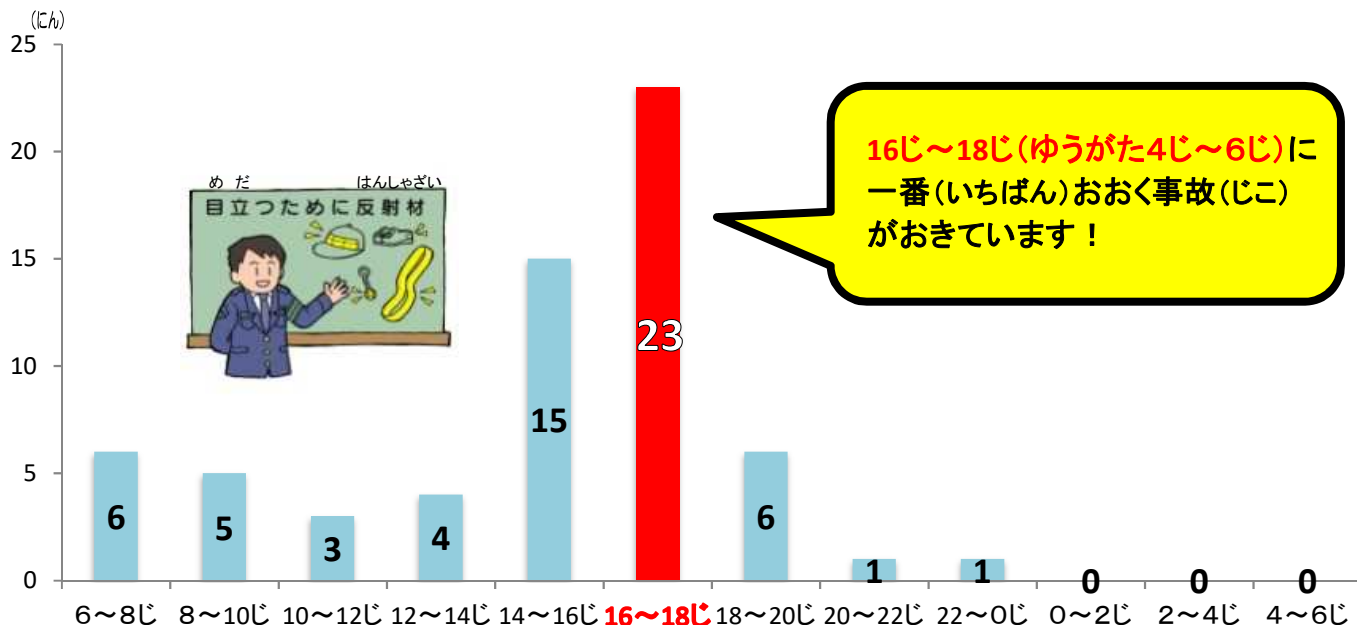
号外こうつうあんぜんだより



れいわ ねん がつ ひょうごけんこうつうあんぜんしつ

令和2年12月 兵庫県交通安全室

しょうがくせい こうつうじこ じかん れいわがんねん がつちゅう
小学生が交通事故にあった時間 (令和元年12月中)



学校(がっこう)からの帰(かえ)りや、あそび・ならい事(こと)などへの行(い)き帰(かえ)り、いそがずに、まわりをよく見(み)ましょう。
自転車(じてんしゃ)のライトは、**ゆうがた4じ**にはつけましょう。
運転手(うんてんしゅ)の人(ひと)に、自分(じぶん)のいる場所(ばしょ)を知らせるために、**反射材(はんしゃざい)**を使(つか)いましょう!

反射材(はんしゃざい)って、なに?

車(くるま)などのライトがあたるとピカッと反射(はんしゃ)する物(もの)のことだよ!
たとえば、ストラップやタスキ、シールなど沢山(たくさん)しゅるいがあるから、自分(じぶん)のおきにiriを使(つか)おう!

これは、「横断禁止(おうだんきんし)」の標識(ひょうしき)だよ。

この標識(ひょうしき)がある道路(どうろ)は
ぜったいにわたってはいけないよ。

車(くるま)などがたくさん通(とお)っている
特(とく)に危(あぶ)ない道路(どうろ)にあるんだ!



いつものみちでも、とまる・みる・まつ

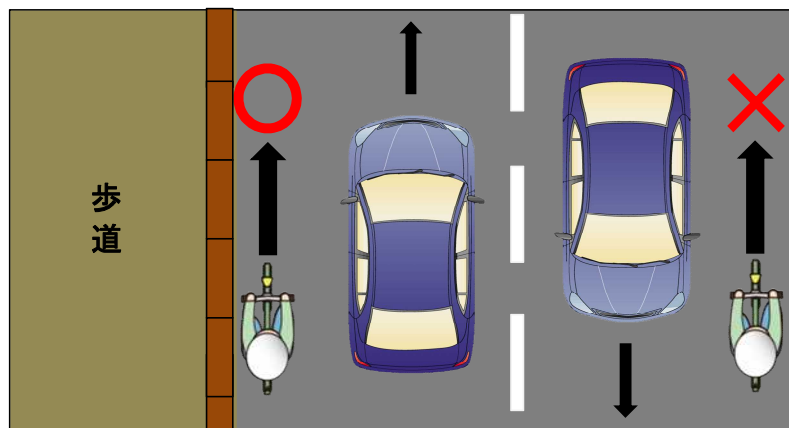
こうつう まも たの ふゆ やす

交通ルールを守って、楽しい冬休みにしましょう!





自転車の正しい通行方法について



自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は**車の仲間**です。

車道の**左側を左端に寄って通行**しましょう。

【以下の時は、歩道を通行できます】

- ・工事、幅員が狭い道で交通量が多く、危険である時など、やむを得ない場合
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者
- ・「普通自転車の歩道通行可」の標識がある歩道

ただし、歩道通行時の
ルールを守りましょう！



歩道通行時のルール

- 歩道の真ん中よりも、**車道寄り**を通行しましょう。
- **いつでも止まれるスピード(=徐行)**でゆっくり通行しましょう。
- 歩行者が多い時は、**いったん止まって待つ**か、**自転車から降りて押し**ましょう。

警音器(ベル)の乱用はルール違反です。

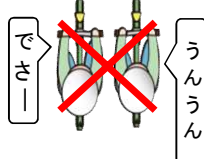
歩道は歩行者優先！



「普通自転車の歩道通行可」標識

安全ルールを守ろう！

二人乗りの禁止 ながら運転の禁止 傘差し運転の禁止 並進の禁止



暗くなる前にライト点灯



期間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

無灯火では前方の安全確認ができません。
車からも見えにくく、事故に遭いやすくなります。

自転車保険に加入していますか？

兵庫県では、平成27年10月から**加入義務化**！



自転車は子供から高齢者まで幅広く利用されています。
兵庫県でも、小学生の児童が自転車運転中に起こした交通事故で、高額賠償事例が発生しています。
万が一事故を起こした時、被害者の救済・加害者の経済的負担軽減のために自転車保険に加入しましょう。



自転車保険に入っているのかな？

自分が自転車保険に加入しているか分からない場合は、**保護者の人**に聞いてみてください！